

# 令和2年度社会福祉法人指導監査結果

令和3年7月1日現在

## 1 社会福祉法人ぶどうの木

(1)指導検査実施日	令和2年10月15日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていないので、是正すること。 2 資金収支計算書及び事業活動計算書の様式が会計基準に則して作成されていないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和2年12月14日

## 2 社会福祉法人江東こども会

(1)指導検査実施日	令和2年11月17日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 評議員会の議案が理事会の決議により定められていないため、是正すること。 2 理事会について決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思を示す書面又は電磁的記録がないので、是正すること。 3 理事及び監事の報酬等の額について、定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。 4 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続きがなされていないので、是正すること。 5 当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額を超過して積立をしているので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和3年1月18日